

1. 入会資格

熊本市内（一部地域を除きます）で6ヶ月以上事業を営んでいる商工業者（法人、個人）及び地区内で事業活動を行う各種団体（協同組合、信用金庫、労働金庫、公社、経済関係団体、医療法人、社会福祉法人、弁護士法人、監査法人、税理士法人、社団法人、財団法人など）、また、地区内で自己の名をもって事業活動を行う個人（医師、弁護士、公認会計士、司法書士、税理士、行政書士など）は、規模、業種、出先事業者を問わず加入できます。

なお、熊本市内に事業所などをもたない商工業者の方は「特別会員」になれます。

特別会員は、当所議員の選挙権・被選挙権がなく、部会への所属はできませんが、他のサービス等については一般会員と同様です。

また、お申込みいただく方は以下内容にご同意いただいたものと判断いたします。

- (1) 熊本商工会議所の趣旨に賛同し、定款に基づき会員に加入したいので会費を添えて申込みます。
- (2) 入会申込書に記載する内容については事実と相違なく、熊本商工会議所の情報利用目的に同意します。
- (3) 現在又は将来にわたって暴力団等反社会的勢力に該当しないことを宣言します。

2. 会員の種類と会費

- (1) 会員の種類とご負担いただく口数によって会費額が異なります。
- (2) 会費は年額です。年度の期間は4月1日から翌年3月31日までです。
- (3) 「特定商工業者」に該当される会員の方は、会費とは別に「負担金」（年額 2,000 円）の納入をお願いしております。
- (4) 退会のお申し出がない限り、会員加入は次年度へ自動継続されます。

	団体会員	法人会員	個人会員
会員の種類	同業団体など	株式会社や有限会社等 法人格を有する 商工業者	個人事業者
年会費（1口当り）	12,000円		6,000円
会費負担口数	1口以上（ご希望により何口でも加入できます）		

※会費・負担金は経理上損金として処理ができます。

また、会費・特定商工業者負担金は、消費税の課税対象となりません。

3. 部会（業種構成表）

商工会議所の部会とは、その関係業種の改善発達を図るために、広く部会員からの意見を聴き、政策の提言、業界内部の意思統一を図る等適切な措置を講ずるとともに相互に情報交換を行うほか、部会員の啓発および親睦を図るため、講習会、講演会、研究会、見学会その他必要な業務を行っています。

会員は、営まれる業種に応じて、以下のいずれかの部会に所属することになります。

部 会 名	業 種
卸 商 業	各種商品卸売業(繊維・衣服等、鉱物・金属材料等、機械器具、自動車、その他)など
小 売 商 業	各種商品小売業(織物・衣服・身の回り品、機械器具、自動車・自転車、無店舗、その他)など
工 業	鉱業、採石業、砂利採取業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工製造業、印刷・同関連産業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、衣服・その他の繊維製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属・金属製品製造業、はん用機械器具・生産用機械器具・業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具・情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業、電気業・ガス業・熱供給業・水道業など
金 融	銀行業、共同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等、保険業など
観光ビジネス	宿泊業、飲食業、持ち帰り・配達飲食サービス業、旅行業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運輸業など
情報文化	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、学術・開発研究機関、専門・技術サービス業(土木建築サービス業を除く)、広告業、学校教育、その他の教育・学習支援業、経済・文化団体など
サービス・物流	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業を除く)、娯楽業、医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業、衣服裁縫修理業、廃棄物処理業、機械等修理業、自動車整備業、職業紹介・労働者派遣業、物品賃貸業、その他のサービス業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業など
建設業	総合工事業、設備工事業、職別工事業、土木建築サービス業、建築材料卸売業など
フードビジネス	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、飲食料品卸売業、飲食料品小売業など
不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業など

4. 熊本商工会議所定款（抜粋）

第2章 会員

（会員の資格）

第10条 本商工会議所の地区内に引き続き6月以上、営業所、事務所、工場又は事業場（以下「営業所等」という。）を有する商工業者は、本商工会議所の会員となることができる。ただし、次に掲げるものであって、常議員会（又は、議員総会）の承諾を得た場合は、本商工会議所の会員となることができる。

(1) 本商工会議所の地区内で事業活動を行う次に掲げる団体

- ①協同組合 ②信用金庫 ③労働金庫 ④公社 ⑤経済関係団体 ⑥医療法人
- ⑦社会福祉法人 ⑧弁護士法人 ⑨監査法人 ⑩税理士法人 ⑪特許業務法人
- ⑫産学連携、商工会議所事業等に関わる学校法人
- ⑬地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する社団法人
- ⑭地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する財団法人
- ⑮地域経済の振興等に資する中間法人
- ⑯まちづくり、教育・文化、医療・福祉等の活動を行う特定非営利活動法人
- ⑰観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人

(2) 本商工会議所の地区内で自己の名をもって事業活動を行う次に掲げる個人

- ①医師 ②歯科医師 ③助産師 ④弁護士 ⑤公認会計士 ⑥司法書士
- ⑦税理士 ⑧行政書士 ⑨弁理士

(3) 本商工会議所の地区内に引き続き6月に満たない期間営業所等を有する商工業者

2 前項に規定するもののほか会員である商工業者、協同組合、公社又は商工業者をもって組織する経済団体に所属する取締役、監査役又は理事その他これに準ずるものであって、その推薦を受けたものは、本商工会議所の会員となることができる。

3 この定款において、「商工業者」とは、次の者をいう。

- (1) 自己の名をもって商行為をすることを業とする者
- (2) 店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者
- (3) 鉱業を営む者
- (4) 取引所
- (5) 会社
- (6) 相互会社

4 次の各号の1に該当する者は、会員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 反社会的勢力（①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標榜ゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧その他①から⑦までに準じる者、⑨①から⑧までのいずれかに該当する者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者、⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、⑪自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、及び⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以下同じ。）

第10章 会計

（会費及び負担金）

第71条 会費及び負担金は、毎事業年度所定の納期に徴収する。

- 2 納入期日を経過した会費及び負担金は、如何なる事由がある場合においてもその徴収を免除しない。
- 3 既納の会費、加入金及び負担金は、如何なる事由がある場合においても返戻しない。